岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果に関する規則

平成18年 4月21日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第7号。以下「条例」という。)第6条の規定により条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の診断書)

- 第2条 条例第2条第1項の規定により医師に診断を行わせた場合は、任命権者は当該医師に対し診断書の作成を委嘱しなければならない。
- 2 前項の診断書には、傷病名及び病状のほか業務の遂行等に関する具体的な意見が 記載されていなければならない。

(書面の交付等)

第3条 条例第2条第2項の規定による書面を直接交付することができない場合には、 配達証明郵便等確実な方法により送付するものとする。

(休職期間中の復職)

第4条 休職された職員は、条例第3条第1項及び第2項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したときは、任命権者に復職を申し出ることができるものとする。この場合において、その事故が心身の故障によるときは任命権者の指定する医師2人の診断書を、その他の理由によるときは、その事故の消滅したことを証するにたる書類を任命権者に提出しなければならない。

(他の任命権者に対する通知)

第5条 任命権者を異にする職に併任されている職員について分限処分を行った場合 においては、当該処分を行った任命権者は他の任命権者にその旨を通知しなければ ならない。

(補則)

第6条 この規則実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。